

県立学校長 様

保健体育課長

部活動実施上の留意事項について（通知）
（令和4年1月21日時点）

このことについては、令和4年1月11日付け教保第620号で通知したところですが、県内の新規感染者数は引き続き高い水準で推移しており、政府が「まん延防止等重点措置」の本県への適用を決定したことを踏まえ、当面の間、より一層対策を強化する必要があることから、次のとおり時点更新します。

記

1 感染防止対策について

- 活動場所や部室、更衣室等での密を避け、活動前後や休憩中はマスクの着用や手洗いを徹底すること。
- 発熱等や倦怠感、喉の違和感など、普段と体調が少しでも異なる場合や、同居の家族に同様の症状が見られる場合は参加しないこと。
- 各競技団体や各文化団体が示している最新の感染症防止ガイドライン等を改めて確認し、その内容を遵守すること。
- 運動部では、近距離で組み合わせることが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動について、実施する回数や時間を必要最小限とすること。また、身体活動を伴わない時間帯や、呼吸が荒くならない程度の低負荷のトレーニング中においてはマスク着用を徹底し、練習開始時や終了時の挨拶、活動中の応援等についても、極力発声を控えること。
- 文化部では、これまで吹奏楽や合唱活動等による感染拡大事例が複数件確認されていることを踏まえ、特に管楽器演奏や発声を行う活動について、実施する回数や時間を必要最小限とすること。また活動全体において、例えば人と人との距離について、ガイドラインに示された基準を上回る距離を確保するなど、より慎重な対応を行うこと。

2 活動の制限について

- 活動は通常の活動場所でのみ行うこと。
- 活動は平日のみ、90分程度とすること。
- 大会への参加は、高体連、高野連、高文連及び競技団体、文化団体が主催する、全国及びブロック単位の大会、コンクール、発表会及びその予選会（以下、大会等）に限る。
- 大会等に参加する場合は、その前後にPCR検査等を実施すること。
- 県外での大会等に参加する場合は、生徒と保護者の意向を尊重すること。
- 他校、大学生及び社会人との交流は、大会等への参加以外は行わないこと。
- 県外での活動は、大会等への参加以外は行わないこと。

- 大会等に参加する際には、校長は、各部活動顧問から活動計画書等を提出させ、内容を確認して参加の可否を判断すること。
- 宿泊を伴う活動は、大会等への参加に限り、必要最小限の泊数で行うことができる。その際、1室あたりの宿泊者を最小限にするとともに、宿舎での食事や入浴等の場面での感染拡大を防止するため、事前に十分に打ち合わせを行うこと。
- 県外在住のコーチ等を招いての活動や、県外から帰省してきた卒業生等との交流は行わないこと。
- 活動前後に生徒同士で会食することは控えること。また、昼食については、三密を避けるとともに、会話をせず、短時間で済ませること。

【担当】

学校体育指導係

副参事 志田 哲也

TEL 025-280-5624